

(別表1)

事業継続力強化支援計画

### 事業継続力強化支援事業の目標

## I 現状

### (1) 地域の災害リスク

美濃加茂市（以下、当市）は、北部は山に南部は川に囲まれており、市域北部（伊深町・三和町）は山地の谷あいには農地があり、中部（山之上町・蜂屋町）は比較的なだらかな台地で梨、柿等の樹園地が形成され、岐阜県が1955年（昭和30年）に当市を工場適地として選定・紹介したことから当市への工場誘致が推進され、製造業が盛んとなり工業団地が立地している。市域南部（市道山手線以南）は肥沃な低地である濃尾平野北東部の木曽川河岸段丘群に中心市街地を取り囲むように水田と畑地が広がり、低地部に人口が集中している。また、土砂災害のおそれのある区域が多数存在している。その他、市内には活断層が確認されていないものの、県内には濃尾断層帯をはじめ長良川上流断層帯などの活断層が確認されており当市への影響が懸念されている。

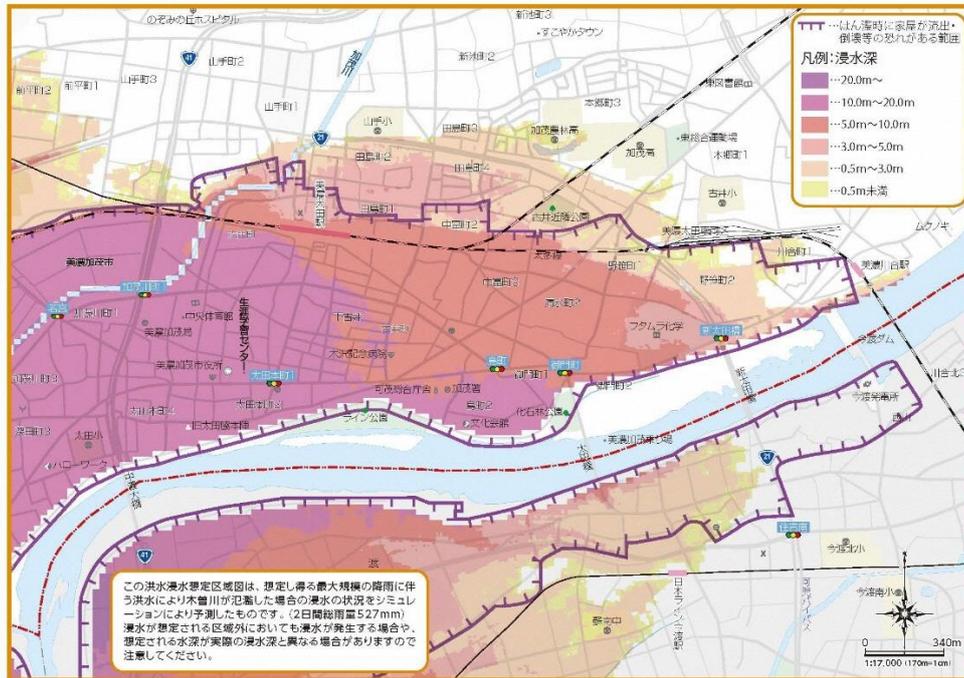
### (洪水災害：ハザードマップ)

当市には木曽川、飛騨川、加茂川、川浦川、大洞川、蜂屋川、廿屋川等が流れており、特に氾濫が想定されるのは木曽川と加茂川であり、中でも木曽川は市内で飛騨川と合流する箇所があり越水した場合の被害は甚大である。当市ハザードマップの木曽川浸水想定区域図によると、洪水により木曽川が氾濫した場合、美濃加茂商工会議所（以下、当所）が立地する美濃太田駅南口の駅前商店街やその周辺区域は計画規模で0.5mから5m、最大規模で10mから20m以上の浸水予想が予想されているほか、平地の低い加茂川区域（当市西側）では3mから10mの浸水被害が予想されている。

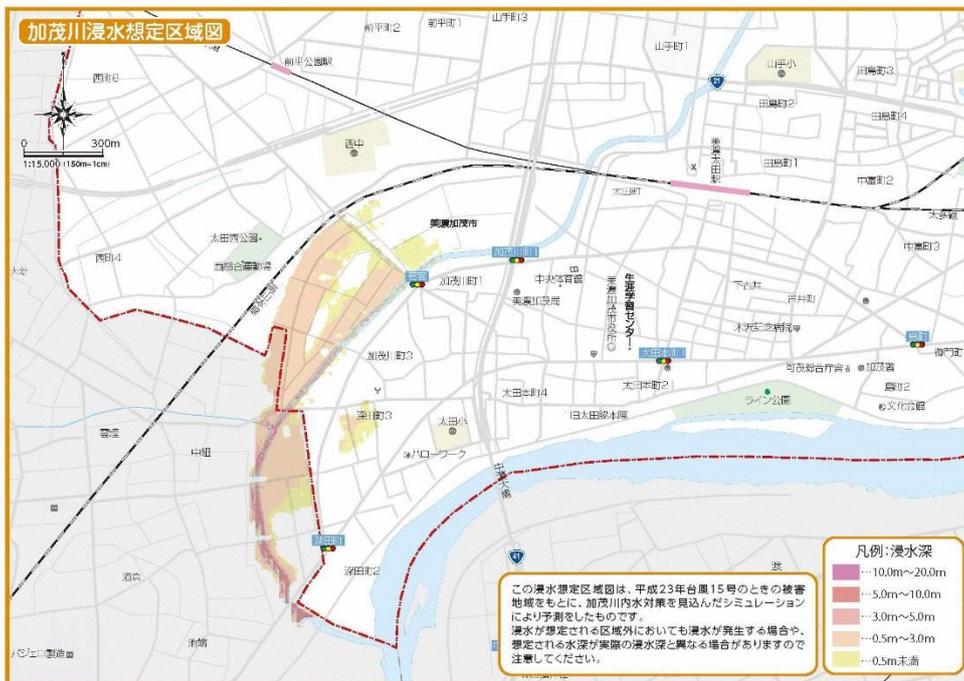


【出典：美濃加茂市ハザードマップ（木曽川浸水想定区域（計画規模））】

また、木曽川浸水想定区域における想定される総雨量としては計画規模で2日間295mm、最大規模で2日間527mmになると予想されている。



【出典：美濃加茂市ハザードマップ（木曽川浸水想定区域（最大規模））】



【出典：美濃加茂市ハザードマップ 加茂川浸水想定区域】

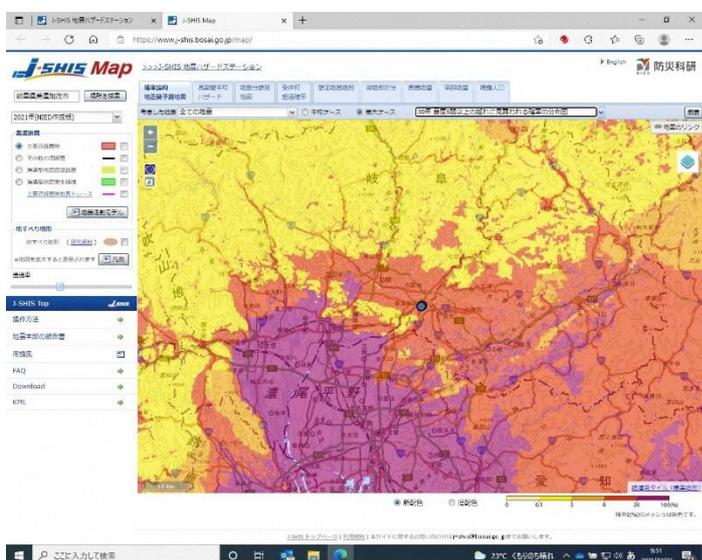
(土砂災害：ハザードマップ)

当市の北部は、美濃山地の南端に位置し、一部地域では急峻な地形もみられ、その山頂は南西に向かって次第に低くなっており、中部では起伏の比較的少ない丘陵地が広がり、小さな谷が複雑に絡み合うように伸びている。東部及び南部では、木曾川や飛驒川に沿って平坦な地形が広がり美濃加茂盆地を形成している。また、三和・伊深地域の秩父古生層からなる山間部は、地震や豪雨に伴う山崩れや土石流による被害を受ける可能性がある。その他、山之上・蜂屋地域の新第三紀、中新世の火山堆積岩からなる丘陵地は、山間部同様、がけ崩れや土砂崩れによる被害を受ける可能性がある。



【出典：美濃加茂市土砂災害ハザードマップ】

(地震災害：ハザードマップ)



【J-SHIS マップ 美濃加茂市】

地震ハザードステーションにおける今後30年間で震度6弱以上の揺れに見舞われる確率の分布図によると、当市はほぼ全域が高確率の地域に属している。気象庁地震火山部の最新の南海トラフ地震関連解説情報においても「南海トラフ沿いの大規模地震（M8からM9クラス）は、「平常時」においても今後30年以内に発生する確率が70から80%であり、昭和東南海地震・昭和南海地震の発生から既に70年以上が経過していることから切迫性の高い状態」と発表している。

■地震による被害想定（岐阜県等の調査）

当市に大きな影響（震度6以上）を及ぼすとされる陸地の地下で活断層がずれて起こる主な内陸型地震は、岐阜県が公表している「岐阜県内直下地震等被害想定調査」によると、下表のと通りの被害が想定されている。

想定項目			南海トラフ	揖斐川 武儀川 (濃尾)	長良川 上流 <南進>	屏風山 恵那山 猿投山	養老 桑名 四日市	
30年以内の発生割合(%)			70-80	不明	不明	0.2-2	0-0.7	
震度	最大		6弱	6強	6弱	6弱	6弱	
建物被害 (棟)	全壊		93	756	145	24	12	
	半壊		903	2,486	1,203	439	329	
人的被害 (人)	死者	発生時間	午前5時	5	50	9	1	1
		午後12時	2	19	4	1	0	
		午後6時	3	29	5	1	0	
	負傷者数	発生時間	午前5時	208	720	301	104	71
		午後12時	127	476	184	67	48	
		午後6時	126	457	184	65	45	
火災 (件)	焼失棟数(午後6時)		3	14	3	1	0	
避難	避難者数		2,111	5,072	1,919	553	420	

また、当市における住宅の耐震化率の現状については、平成25年の住宅・土地統計調査によると、「新基準建築物の住宅」が15,160戸(76%)、「旧基準建築物の住宅」のうち「耐震改修を行った住宅」は同調査から、970戸(5%)、「耐震診断結果により耐震性を満たす住宅」については耐震診断結果より540戸(3%)であることから、市内の住宅総数約20,050戸のうち16,670戸(83%)が「耐震化されている住宅」と推計できる。

(その他 (過去の災害))

市内の木曽川流域では、昭和58年9月28日の台風10号による影響で、木曽川中流では300mmを超える記録的大雨となり、木曽川では大出水となり、美濃加茂市、坂祝町、可児市及び八百津町で河川が氾濫、未曾有の豪雨災害が発生した。特に浸水の激しかった美濃加茂市役所付近をはじめ、岐阜県内において、死者4名、家屋被害4,588戸という甚大な被害を受けた。被災後、美濃加茂市、坂祝町及び可児市で木曽川の堤防整備を行うとともに、



【出典：国土交通省中部整備局発行みずしるべ】

加茂川の排水ポンプ増設が行われ、その他、調整池の義務付けやハザードマップ等による啓発など、ソフト面の対策も進んでいる。

その他、昭和43年8月17日から18日の未明にかけて三和町の川浦地区を中心に総雨量387mmとなる集中豪雨が発生し、山間部で土砂崩れや河川が氾濫、死者7人、重軽傷9人、全壊住宅13戸、半壊住宅20戸の被害が発生している。

【9.28水害における市内の被害状況】

<人的被害>

区分	人数
被災者総数	6,196
死者	1
重傷者	1
合計	6,198

<商工業関係の被害>

区分	件数	被害額 (千円)
工業	84	1,497,835
商業	948	5,699,893
その他	226	2,675,970
合計	1,258	9,873,698

<住宅被害>

区分	棟数	戸数	人数
半壊	4	4	12
床上浸水	2,424	1,565	5,807
床下浸水	165	107	377
合計	2,593	1,676	6,196

【出典：美濃加茂市 9.28 豪雨災害の記憶資料】

(感染症)

新型インフルエンザは10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。新型コロナウイルス感染症のように、ワクチンが開発され多くの国民が接種し免疫を獲得したことで、予防効果や重症化を防ぐ効果はあるものの新たな変異株が次から次へと現れ、今後ワクチンが効かない可能性もある。その場合、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあり、日常生活においてもこれまでの生活習慣や行動を変えなければならないほどのリスクがあると考えられる。

(2) 商工業者の状況

- ・事業所数 2,225事業所
- ・小規模事業者数 1,687事業所

【内訳】

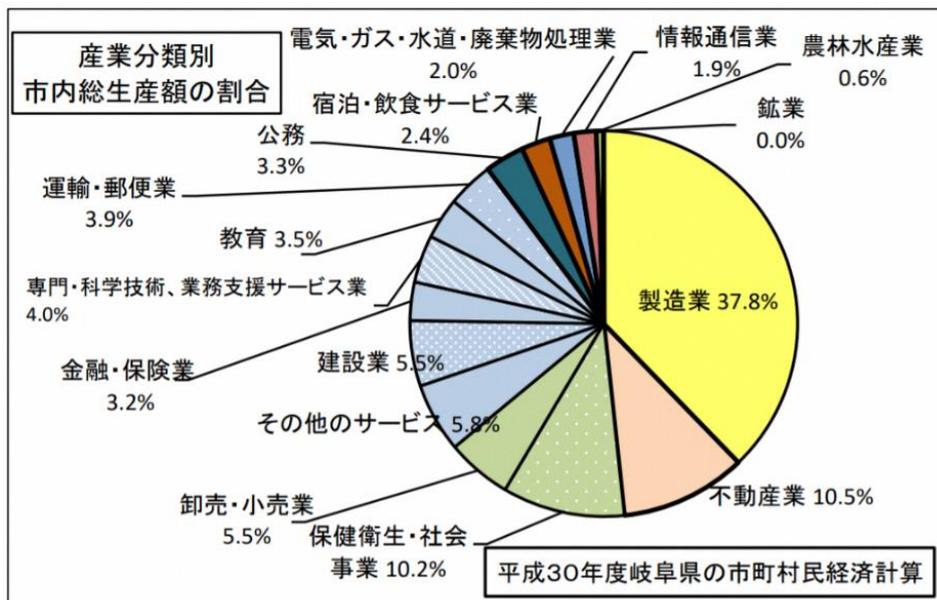
業種	事業所数	従業員数	立地状況等
農林漁業	12	142	各業種ともに市内全域に広く分布している。製造業（特に中小企業）においては、中蜂屋町や下米田町の工業団地に立地している。商業・サービス業・飲食業・宿泊業においては、JR美濃太田駅を中心とした場所に立地している傾向がある。また、JR美濃太田駅南側には古くからの商店街があり、木曾川の氾濫に備えて特に支援が必要であると考えられる。
鉱業，採石業，砂利採取業	2	17	
建設業	260	1,582	
製造業	279	6,423	
電気・ガス・熱供給・水道業	3	219	
情報通信業	16	99	
運輸業，郵便業	54	972	
卸売業，小売業	566	3,720	
金融業，保険業	43	493	
不動産業，物品賃貸業	123	300	
学術研究，専門・技術サービス業	75	431	
宿泊業，飲食サービス業	333	2,329	
生活関連サービス業，娯楽業	211	1,310	
教育，学習支援業	89	690	
医療，福祉	54	3,826	
複合サービス事業	8	302	
サービス業（他に分類されないもの）	97	1,427	

(出典：平成28年経済センサス活動調査)



(出典：令和2年美濃加茂市統計調査)

当市の各産業別就業者の割合は、第1次産業 3.1%、第2次産業 40.4%、第3次産業 56.5%で、対22年の増減率は、第1次産業 -0.3%、第2次産業 -1.1%、第3次産業 +1.4%となっており、第2次産業から第3次産業へ変わる就業者が多いことが分かる。



(出典：令和2年美濃加茂市統計調査)

当市の総生産額 (2,281億円) を産業別に見ると製造業の割合が最も高くなっている。

### (3) これまでの取組み

#### 1) 美濃加茂市の取組み

- ・防災計画の策定 (令和3年5月改訂)
- ・防災訓練の実施 (年1回実施、直近では令和3年10月に実施)

※令和2、3年は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、自宅や地域で自主的に行える形の防災訓練として実施

- ・防災備品の備蓄  
(備蓄食料(アルファ米、クラッカー、ペットボトル飲料等))
- ・美濃加茂市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

## 2) 美濃加茂商工会議所の取組み

- ・令和3年度 事業継続セミナー(BCP)事業(県補助事業)
  - ①「BCP(事業継続力強化計画)策定支援セミナー(啓発)」  
(令和3年8月24日 参加者4名)
  - ②「BCP(事業継続力強化計画)策定支援セミナー(策定)」  
(令和3年9月16日 参加者4名)
- ・防災備品(スコップ、懐中電灯、雨具等)の備蓄
- ・救急箱1箱(かぜ薬、解熱鎮痛剤、絆創膏、包帯等)の備蓄
- ・SNS、Outlook等を利用した安否確認方法の構築、緊急連絡網の整備
- ・感染症対策(令和3年12月現在)※事務所・会議室・相談室等で使用
  - ①マスク(50枚入り1箱程度)
  - ②体温計(ガンタイプ1基、自立式2基)
  - ③二酸化炭素検知器(1基)
  - ④ハンド用消毒液(ボトルタイプ6本・電子タイプ2基)
  - ⑤アルコール除菌(スプレータイプ3本、ウェットタイプ3本)
  - ⑥アクリル板(5枚)
  - ⑦空気清浄機(2基)

## II 課題

### 1) 事業者の防災・減災対策について

小規模事業者の多くは、山積する経営課題に日々対応せざるを得ない状況で自然災害や感染症への事前対策が遅れがちである。限られた経営資源において事業活動を行っており、事業継続力強化計画への関心が低く、取組み意欲も希薄である。また、関心があっても作成にあたってのノウハウを有していないため作成にいたらず、まずは事業継続への意識を高める啓発活動が不可欠で、その上で事業継続のための計画を策定していく必要がある。特に感染症対策においては小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

### 2) 商工会議所の支援体制について

当所として、事業継続力強化支援を進めるにあたり、保険・共済等の自然災害の影響を軽減するための取組や事業者BCP等の策定など、防災・減災対策に関する知識やノウハウ等が不足しており、効果的な事業者支援を行うための人員が十分でない。

### 3) 災害発生時の対応について

緊急時の取組について、当市と当所の連絡方法や情報共有の仕組みなどの具体的な体制やマニュアルが整備されておらず、災害発生時における円滑な対応に課題がある。また、当所としてもBCPを作成しておらず、緊急時の取組についても連絡網の作成程度にとどまっており、事業継続力強化の支援を行う立場としては、早急に作成する必要がある。

### III 目標

いかなる自然災害が発生しても小規模事業者が経済活動を機能不全に陥らせないことを目標として、事業者BCPの策定支援を強化するほか、発災時の商工被害を的確に把握し報告する体制づくり、小規模事業者への速やかな応急対応及び復興支援策が行えるよう、また地区内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう体制を平時から構築することを目指す。

#### 1) 事業者の防災・減災対策について

過去に大規模な災害が発生したにもかかわらず、今年度開催したセミナーへの参加者もまだまだ少ない状況であることから、地区内小規模事業者に対して巡回指導や普及啓発セミナーの開催等により、自然災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、事前対策の必要性を認識した事業者が具体的な取組に進めることができるよう、事業者BCP策定セミナー開催等を通じて、事業者BCP等作成にかかる支援を実施する。併せて、事業者BCP等作成後には取組状況の確認等のフォローアップを行う。

(目標件数)

- ・事業継続力強化支援 巡回指導件数 年：20件（セミナー講師等の個別相談含む）
- ・事業者BCP等策定セミナーの開催 年：2回（防災・減災啓発と策定）
- ・事業者BCP等作成支援事業者数 年：10事業者
- ・事業者BCP等作成事業者数 年：5事業者

#### 2) 商工会議所の支援体制について

事業継続力強化支援を実施するにあたって、支援員の防災・減災対策に関する知識やノウハウ等が不足しているため、BCPに関するセミナー等へ積極的に参加することでスキルアップを図り、専門家との支援連携時において具体的な策定支援手法を身に付ける。併せて、月1回開催する職員会議において支援ノウハウを共有していくことで所内全体の資質向上を図ることにより支援体制を充実させる。

#### 3) 災害発生時の対応について

- ・災害発生時における連絡体制を円滑に行うため、当所と当市との間における被害情報の報告ルート及びマニュアルを構築する。
- ・当所自身のBCPを作成し、発災時に関係機関との連携をスムーズに実施できる体制並びに速やかな対応及び復興支援策を行うための体制を平時から構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また感染症の国内感染者発生期には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### < 1. 事前の対策 >

令和3年5月に改定された「美濃加茂市地域防災計画」で掲げられているとおり、当所の防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

#### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・自然災害に対する周知
  - ア) 浸水想定エリアなど自然災害のリスクが高いと想定される地域の事業者を絞り込み、優先的に巡回し、災害リスクの啓発を行う。
  - イ) 巡回経営指導及び窓口相談対応時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業・賠償・財物損壊等に備えた補償のための保険加入等）について、商工会議所会員向け保険制度のパンフレット等を用いて説明する。また、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
  - ウ) 会報やホームページにおいて、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP等に積極的に取り組む小規模事業者の紹介を行う。
- ・感染症拡大に対する周知
  - ア) 域内全域においてリスクが高まることから、地域や業種を絞らず、幅広く繰り返し、災害リスクの啓発を行う。
  - イ) 巡回経営指導及び窓口相談対応時に、岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部のコロナ社会を生き抜く行動指針や啓蒙チラシなどを用いながら、職場における感染予防、健康管理を強化するための取組について説明する。
  - ウ) 感染症拡大を防止するための基本的な対策の実施状況を確認できる厚生労働省の「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」などを用いながら、職場における感染予防、健康管理を強化するための取組や対策を提案する。
  - エ) 会報やホームページにおいて、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、補助金・給付金の内容の紹介を行う。
- ・共通する事項
  - ア) 事業継続の取組に関する専門家を招き、事業者BCP未作成の事業者を対象に普及啓発セミナーを開催し、事業者の防災・減災意識の向上を図る。
    - 防災・減災対策啓発セミナーの内容（2時間開催、20名参加を想定）
      - ・事業活動に影響を与える自然災害とその影響

- ・事業者BCPの必要性
  - ・事業継続力強化計画認定制度について
  - ・取組事例の紹介等
- イ) 保険会社等の専門家を招き、事業者BCPを策定するためのワークショップ及び個別相談会を普及啓発セミナー参加者及び事業者BCP作成に対し意欲のある事業者を対象に開催し、自然災害への事前対策を促進する。
- 事業継続力強化計画策定セミナーの内容（4時間開催、20名参加を想定）
- ・事業継続力強化計画について（概要）
  - ・事業継続力強化計画の策定について（ワークショップ）
  - ・個別相談会（策定した計画のブラッシュアップ）
- ※セミナー後、1事業所あたり1時間程度3事業所を想定
- ウ) 必要に応じて全国商工会議所のビジネス総合保険制度の引受保険会社等の職員同行を依頼し、管内の小規模事業者に災害時に利用できる保険商品等を説明する。

## 2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当所は、令和5年3月31日までに事業継続計画を作成する。

## 3) 関係団体等との連携

- ・全国商工会議所ビジネス総合保険制度の引受保険会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業所以外も対象とする普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関（市内の金融機関や行政機関、事業組合等）への普及啓発ポスター掲示やリーフレット等の備え付けを依頼するほか、共催によるセミナー等を実施する。

## 4) フォローアップ

- ・セミナー参加事業者や巡回指導等により策定支援を行った事業者の進捗状況及び取組状況の確認を実施。計画未完成事業者には作成支援、計画作成事業者には計画実行支援及び計画更新支援を実施する。また、事業者BCPの啓発を行ったが、計画等未作成の事業者に対して再度周知を行う。
- ・（仮称）美濃加茂市事業継続力強化支援協議会（構成員：当所、当市）を年1回開催し状況確認や改善点等について協議する。

## 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

## < 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

## 1) 応急対策の実施可否の確認

### ・感染症発生時：

職員の体調管理を行うとともに事務所内の消毒、職員の手洗い・手指消毒、マスク着用等の徹底により感染拡大を防止するとともに事務局機能を継続できるように取り組む。感染症の流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における感染症対策本部の方針に基づき、当所においても速やかに応急対策の実施を検討する。

### ・自然災害発生時：

発災直後に職員の安否確認を行う。その際に①本人・家族の被災状況、②近隣の家屋や道路に関する大まかな被害状況、③出勤できる状況かどうかについて、できる限り情報収集を図る。

## ■安否確認の方法

団体名	対象者：目標時間、手段・方法
美濃加茂市商工観光課	職員：発災後早急に、緊急連絡網
美濃加茂商工会議所	職員：発災後早急に、緊急連絡網
	正副会頭：確認次第早急に、携帯電話（報告）

発災後2時間以内に当所と当市で安否確認結果や大まかな被害状況等を下表のとおり共有することとし、連絡方法については、事務所の固定電話または個人の携帯電話とする。

## ■安否確認結果の連絡窓口

団体名	連絡窓口	
	第1順位	第2順位
美濃加茂市商工観光課	課長	係長
美濃加茂商工会議所	事務局長兼相談所長	支援課長

## 2) 応急対策の方針決定

- ・当所事務局長と当市商工観光課長との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、被災後1日以内に情報共有する。

■被害規模の目安と想定する応急対応の内容

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・ 地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①緊急相談窓口の設置・相談業務</li> <li>②被害調査・経営課題の把握業務</li> <li>③復興支援策を活用するための支援業務</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・ 地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①緊急相談窓口の設置・相談業務</li> <li>②被害調査・経営課題の把握業務</li> </ul>
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目立った被害の情報がない。</li> </ul>	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

・本計画により、当所と当市は以下の間隔を目安に被害情報等を共有する。

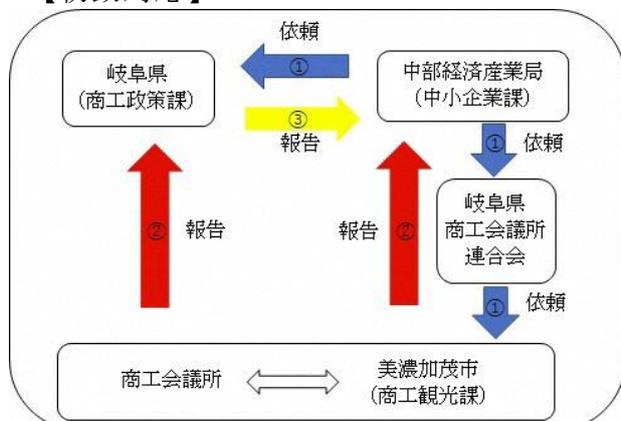
期間	間隔
災害発生後～1週間	1日に3回（10時、13時、16時）共有する
1週間～2週間	1日に2回（10時、15時）共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回（10時）共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

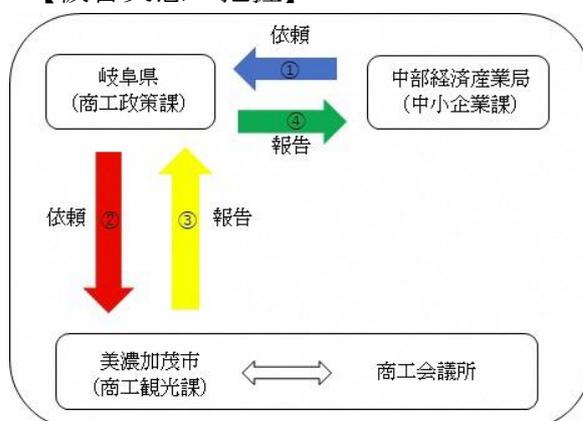
- ・ 自然災害等発生時に、地区内小規模事業者における被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて定める。
- ・ 当所と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法についてあらかじめ確認しておく。
- ・ 当所と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて、当所又は当市より県の商工担当部署へ報告する。

<被害情報の報告の流れ>

【初動対応】



【被害実態の把握】



< 4. 応急対策時の市内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当市と相談する。  
(当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、市内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 市内小規模事業者に対する復興支援 >

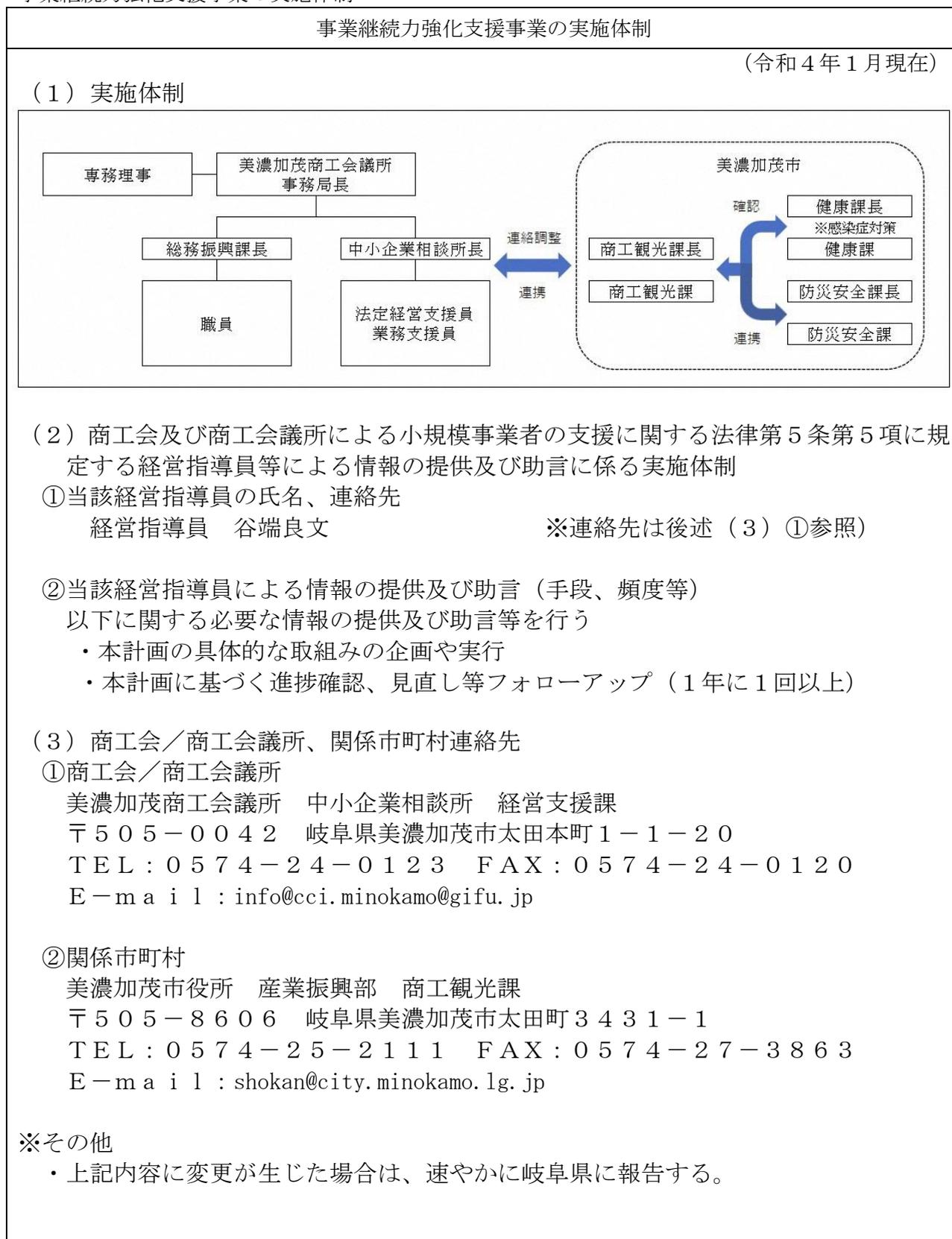
- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	400	400	400	400	400
セミナー開催費	100	100	100	100	100
パンフ、チラシ作成費	150	150	150	150	150
広報、啓蒙費	100	100	100	100	100
防災、感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
岐阜県補助金、美濃加茂市補助金、事業収入、自己財源 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等